

レビュー（水道の運営基盤の強化）

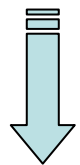
【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【進捗状況】立入検査における重点的検査の実施

立入検査における重点検査項目（平成19年度～）

本年度以降の立入検査において、中長期的な更新需要に対応した水道施設の改築・更新計画や資金確保方策の推進を目的とし、将来における水道施設の更新需要や今後増加する建設改良費、料金設定・経営収支等の課題などを重点検査項目として、順次検査を実施中。

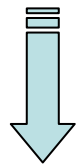
今後発生する水道施設の更新需要についての考え方



【検査確認項目】

- ・長期の更新需要に備えて水道施設のデータを管理しているか
- ・更新需要のピーク期を考慮して更新・改良・耐震化時期を適切に計画しているか 等

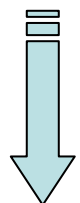
今後増加する建設改良費についての考え方



【検査確認項目】

- ・将来の更新需要を控え、今後増加する建設改良費に関する検討を行っているか
- ・内部の手持ち検討としては、少なくとも20年程度のスパンで検討しているか 等

料金設定、経営収支等の課題についての考え方



【検査確認項目】

- ・将来の改築・更新に備えた水道料金の設定を行っているか
- ・将来の改築・更新に向けて内部留保金の留保、積立金の積み立て等の自己資金の確保を計画的に行っているか 等

レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】持続可能な水道を目指した運営・管理強化

状況

- ・全国的に見て施設の老朽化が進んでおり、今後の更新需要のピークを勘案すると、施設の更新レベルは必ずしも十分な水準にない。
- ・中長期的な改築・更新に向けた財政計画・資金確保方策が十分講じられていない事業者が多く存在している。
- ・適切な費用負担による計画的な施設整備・更新の観点から、水道施設の健全度評価や更新必要性の説明のための指針が取りまとめられた。
- ・改築・更新の時代に向けた水道料金制度の検討が進められている。
- ・施設の健全性の維持、改築・更新費用の最小化・平準化の観点から他の公共事業分野で活用されつつあるストックマネジメントやアセットマネジメントの水道分野への適用について、一部の先進的な事業者において検討や実施が図られている状況にある。

目標：持続可能な水道を目指した運営・管理強化

今後の対応は？

水道事業は受益者負担を原則としており、将来の改築・更新にあたって、住民等の需要者の理解を得ながら改築・更新費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、以下の点について更なる検討が必要ではないか。

- ・水道分野へのアセットマネジメント手法の導入・実施促進
- ・更新積立金等による改築更新費用の確保方策
- ・改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方

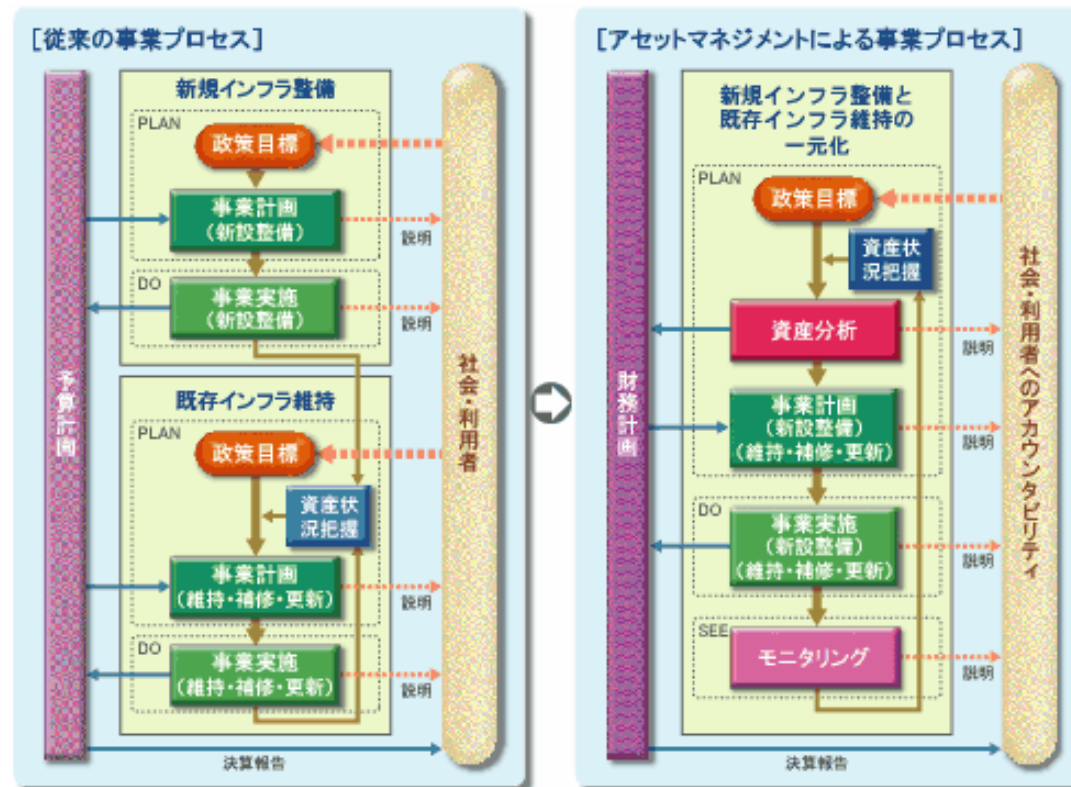
レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営(アセットマネジメント)の検討

アセットマネジメント

アセットマネジメント = 国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的、効果的に管理運営する体系化された実践活動



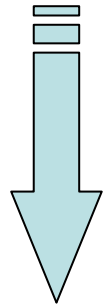
レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営（アセットマネジメント）の導入検討

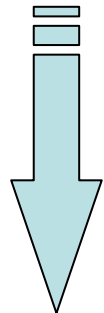
水道事業に係るアセットマネジメント手法の導入検討

水道施設の計画的整備・更新による持続可能な水道事業実現に資するべく、我が国の水道事業へアセットマネジメント手法の導入可能性について、今後調査検討



- 公共インフラのアセットマネジメント手法等に関する取組動向の把握
→我が国の水道事業においてアセットマネジメント手法を導入する際の留意点等を検討・整理
- 水道事業に係るアセットマネジメント手法案の検討
→我が国の水道事業に係るアセットマネジメント手法について、水道事業の特定・実態に応じて導入可能と考えられる客観性のある手法案を検討
- 我が国の水道事業へのアセットマネジメント手法導入可能性の検討
→アセットマネジメント手法導入にあたっての有効性・課題等を検証・整理

事業体の規模・特性に応じて各事業体が活用可能な「水道事業アセットマネジメント手法導入ガイドライン」(仮称)を策定



- 基礎情報（施設・財政等）の収集・整理 → 水道施設の診断・評価 → 財政状況の診断・評価
- 水道施設の更新・整備計画
- 需要者等へのアカウントビリティ(最適な情報提供方策)
- 計画の実施・進捗管理

！各水道事業者が、現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った需要者の理解を得るための情報提供のあり方等について検討、計画立案し、需要者・議会等の理解を得つつ、計画を着実に遂行することが重要

各事業体におけるアセットマネジメントの導入・実践を推進・促進させる方策の検討

- 事業体による主体的取組促進策の検討
- 行政機関等による取組・支援方策の検討 等

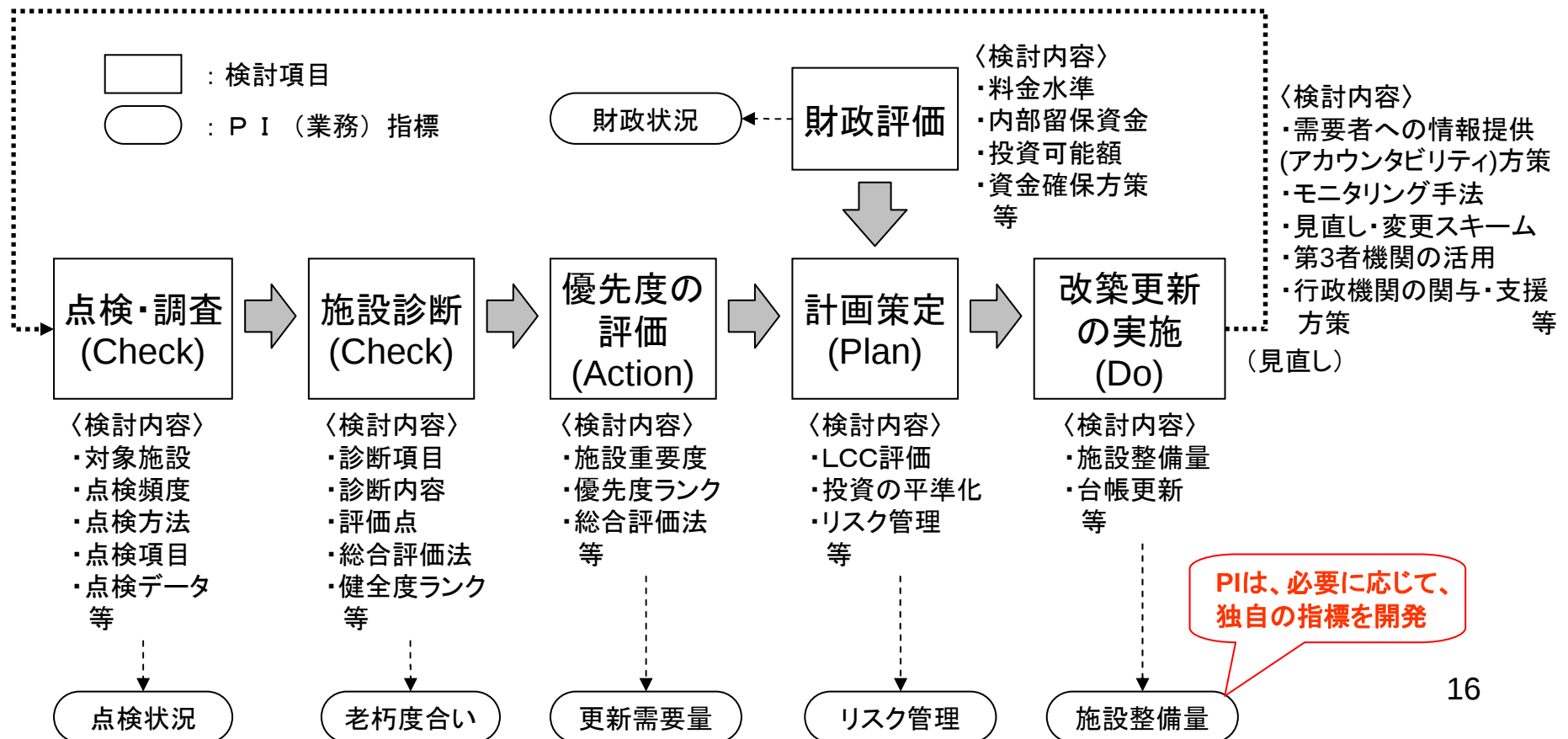
レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営（アセットマネジメント）の検討

アセットマネジメント手法の水道事業への導入にあたっては、水道システムの特性や事業規模、技術職員の状況など、水道事業が持つ特徴を十分踏まえつつ、技術的・財政的両面から、現実的に導入可能で継続的実践が可能となる手法・制度を検討・構築する必要がある。

水道事業の実態に即したアセットマネジメント手法案の検討（イメージ）



レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】更新積立金等による改築更新費用の確保方策の検討

今後増加する施設更新需要に対応した資金確保のあり方

【課題】

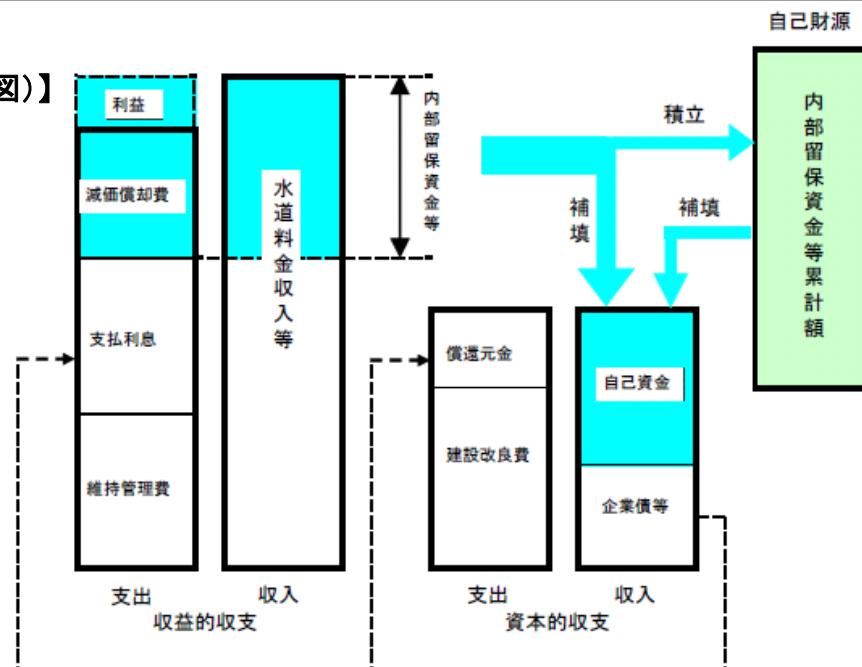
- これまで起債に依存してきたこともあって、**減価償却・利益見合いの資金を内部留保すべきところを、起債の償還（元金）に当てられたり、水道料金値下げの財源に充当している**場合が多く見られる。
- 現時点で財政指標が良好な事業体であっても、今後増加する中長期の大量更新需要対応のために必要な建設改良費の財源確保に関する中長期的な計画がなされていない場合が多く、**近い将来、更新需要に対応できず、「財政状況の大幅な悪化」又は「施設の老朽化率の大幅な増大（安全性の大幅な低下）」が懸念**される。

【対応策】

- 内部留保資金を確保し建設改良費への自己資金の投入比率を高める**ことにより、将来の償還金負担を緩和させる。
- 長期的な観点から、**施設整備・更新需要の見通しの的確な把握に基づく中長期的な資金確保計画・料金設定計画を立て、実践することにより、持続可能な施設維持管理と経営健全化の両立を図る。**

【資本的収支・収益的収支と

企業債・内部留保資金の流れ（概念図）】



レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】更新積立金等による改築更新費用の確保方策の検討

更新財源確保の事例

東京都水道局

東京都水道局は、大規模な浄水場の更新時期が約20年後に集中するのに備え、2007年度から新たな積立金を創設する方針を決めた。毎年50億円を積み増し、施設更新費の一部として10年間で少なくとも500億円を自己財源として確保する。国に対しては更新事業に対する国庫補助制度の拡充を求めるとともに、資金ストックのためのルールを明確にするように要求する。

同局によると、都内の大規模な浄水場は1960～70年代に整備されたものが大部分を占め、2024年以降に更新需要が集中すると予想されている。積立金は、この更新期を迎える前に約1,200億円を投じて浄水場の代替施設を先行的に整備するため、水道事業の利益の一部を任意積立金として処分。安定給水を確保しながら更新したい考えだ。

一方、現行の国の水道関係補助制度では更新事業は対象とされていないため、拡充するように求める。利益処分による積み立てではなく、基金を造成できるようなルール化も提案し、国の制度が確立した段階で条例を制定、積立金を基金に変更する方針だ。

北九州市

建設改良基金設置条例を制定（H18.9）

水道公論, Vol143, No3, 2007. 3

○北九州市水道事業建設改良基金条例
平成18年9月27日 条例第52号
(設置)

第1条 水道事業に係る施設整備等の建設改良事業に必要な財源を確保することにより、水道事業の健全な運営に資するため、北九州市水道事業建設改良基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て) 第2条 (略)

(管理) 第3条 (略)

(運用益金の処理) 第4条 (略)

(繰替運用) 第5条 (略)。

(処分)

第6条 管理者は、次に掲げる場合に限り、基金を処分することができる。

(1) 水道事業に係る施設整備の経費の財源に充てるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が基金の設置の目的を達成するため必要と認める経費の財源に充てるとき。

(委任) 第7条 (略)

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

レビュー（水道の運営基盤の強化）

【主要施策3】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【今後の課題】更新積立金等による改築更新費用の確保方策の検討

資金メカニズムの多様化（イメージ図）

